

会報

公認会計士三田会



幅広い教養の持主で

塾長 石川忠雄

数多い三田会の中でも、平素の活動の活発さと、その構成メンバーのユニークさにおいて、公認会計士三田会の存在は、きわめて異色のものといってよい。私は昨年度の会報でもそのことにふれ、会員相互の親睦もさることながら、職掌柄ということもあるが、公認会計士三田会が大学卒業後における生涯研修の場としての役割と、次に続く後輩たちの育成という点にも積極的に取り組んでいられることに、深い敬意と拍手を送ったことを覚えている。

そのことを裏づけるものに、公認会計士の第二次試験合格者の出身大学別の調査表がある。それは慶應義塾大学が昭和50年度から61年度までの過去12年の長きに亘って、その合格者数（会計士補・実務補習所入所数を含む）において常に首位の座を独占し続けてきたことを示している。私自身細かい数字の動きにそう拘るものではないが、かといってこの事実が、生易しい努力によって維持し得るものでないことも心得ているつもりである。そしてまたこの好成績の背後には、公認会計士三田会の物心両面での助言と激励に負うことの甚だ多いことも、十分弁えているつもりで、塾長として深い感謝を捧げるものである。

私自身いつもいうことだが、慶應義塾の学問教

育の成果が、塾内だけで通用するひ弱なものではなく、一般社会の広い評価にも耐え得るものであってほしいと願っている。その点、国家試験である公認会計士試験の合格者数において、慶應義塾が常に首位の座を占めている事実は、福澤先生によって提唱された実学尊重の伝統が、形をかえてではあるがいまも立派に生き続けていることのひとつの中でもあると考えるからである。

*

ただその際、望蜀の言として申し添えておきたいのは、公認会計士としての専門知識における深い造詣と共に、いわゆる専門馬鹿に陥らぬためにも、幅広い教養の持主であってほしいという期待である。

*

その点において、慶應出身の公認会計士に関する社会の評価のなかで、私自身しばしば耳にすることは、企業会計に関する深い専門知識とともに経済全般の流れについても、幅広い洞察をもっている方が多いことを指摘されるのは、私としては会心の喜びといわねばならない。そしてその秘密が、この公認会計士三田会あたりでの会員相互の親睦のなかで、自然と養われるのではないか、とふと思ったりするのである。

公認会計士三田会会報（第11号）

（昭和62年1月7日）

目 次

1. 巾広い教養の持主で……………塾長	石川忠雄…………1
2. 衆議院法務委員長の抱負……………衆議院議員	大塚雄司…………3
3. 小規模会社の「監査」は……………塾名誉教授	高鳥正夫…………4
4. 中小会社の監査の最近の動向……………商学部教授 (EC・英國・西独)	會田義雄…………6
5. “そういうものがあればネ”……………昭和30年経卒	村山徳五郎…………9
6. 三田会のこと・南十字星 ………………昭和18年経卒	中村忠…………10
7. 大監査法人の合併について……………昭和31年経卒	広田潤…………12
8. 世界会計士会議東京大会……………昭和37年経卒	住田光生…………13
9. <社中交歓>	
① 三次試験合格に寄せて……………昭和55年経卒	小関源一…………15
② 好きな言葉・一期一会……………昭和57年法卒	梶間栄一…………16
③ “私の”三次試験所感……………昭和54年商卒	中村浩之…………18
④ 職業会計人について思う……………昭和51年商卒	石塚伸…………19
10. 義塾の近況 — 昭和61年 — ………………広報室長代理	田辺久夫…………21
11. 公認会計士三田会有資格者の現況……………昭和22年経卒 (昭和61年10月末現在)	西野清…………23
12. <研究資料>	
「商法・有限会社法改正試案」	
に対する意見(抄)……………日本公認会計士協会…27 (昭和61年11月)	

衆議院法務委員長の抱負



衆議院議員 大塚 雄司

昭和61年は、塾出身・公認会計士の諸君から、特に総選挙には、ご厚情を賜わり厚く御礼申し上げます。

本年も引き続き昨年に倍して、公認会計士三田会のため、努力してまいりますので、格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る昭和60年10月には、私の待望しておりました後援会“公認会計士ゆうじ会”（会長田中高志東京会会长）を発会させていただきました。

私にとりましては、百万の味方を得たようでたのもしく、心強く感じました。

公認会計士三田会の先生方は、何事にもご熱心で、特に昭和61年7月に施行されました総選挙におきましては、身内の者も及ばない程の応援を頂き、お蔭様をもちまして5回目の当選をさせていただきました。

改めて公認会計士三田会の会報を通じ、慈で公認会計士塾員の諸君に深く御礼を申し上げます。

そして、昭和61年7月の当選により、衆議院法務委員会の法務常任委員長を拝名することに成りました。

そして恰も時期を同じくし、昭和61年5月には法務省民事局参事室より『商法・有限会社法改正試案』が公表されていますので、公認会計士の先生方のご意見を直々、受給っておりますが、今後

慎重に対処したいと考えております。

『商法・有限会社法改正』の、『法律案』が国会にあがってくるのは昭和63年度と聞いております。日本公認会計士協会をはじめ、各界よりご意見をお聞きする今が一番大切な時と認識しておりますので、衆議院法務委員長として、その対応をあやまらないように頑張って、日頃の御恩に報いたいと存じます。

さて、一方、選挙区に目を向けて見てみると、問題が山積しており、どれを取っても重要なことばかりで、気が安まる暇もありません。

日本人の個人所得は、アメリカに追いつき、世界のトップレベルに達しましたが、日本人の中にその豊かさを実感している人は少ないと思います。

その原因は、衣食住の中の“食べる物”と“住む所”が、アメリカと比べてかなり高いせいです。

“食べる物”に関しては、食糧の自給率も大切な問題ですが、都市部の議員としてはやはり食管制度の見直しをして、米、小麦の価格を下げないことには、都市部の中小企業の皆様方のご苦労と優遇されている農家の方々とのバランスが大きくなるばかりであります。美味しいカリフォルニア米も日本米の六分の一で買えると聞いておりますので農村部の議員に負けないよう声を大きくしてまいりたいと存じております。

また、“住む所”でございますが、都心の土地高騰は目をおおうばかりです。

私の選挙区が千代田・港・新宿の三区ですので深刻に受け止めていることも、ご推察の通りです。

高騰の原因是、いろいろあるでしょうが、まず考えられることは外国資本が流れ込み、千代田・中央・港区の特定の地域に事務所を持つとしたためと云われていますが、実際には中曾根總理が山の手線の内側の建物の容積率を上げるとしばしば発言して来た為で、それに追い打ちをかけるように国有地の競争入札による払い下げの話があつた訳です。

土地の問題は、需要と供給ですので、需要があり、供給できなければ、土地が高騰することは当たり前です。

どの位のビル需要があるかと云えば、霞ヶ関ビルぐらいのビルが、あと百十本、千八百ヘクタールの事務所スペースの需要があるといわれていますが、実際の需要はそれ程ではありません。しかし土地は全国で値上がりしているのではなく、東京の、しかも限られた地域でのみ値上がりしているのです。

これらの現象が所謂効用による値上げと同様、一連の容積率の規制緩和が騰勢につながったと云えます。

冷静に都市の将来をみつめながら、土地高騰対策をする決意です。

特に都心部の夜間人口の減少が更に進んでいくであろうことを考えると何としても強力な都市対策を必要とします。

事務所ビルが林立すればする程、夜間人口が減りますので、底地買いに頭を痛めながら、勇気をもって公共施設の整備や住宅併存の再開発を、強力に進めて参ります。

ともあれ21世紀に向って、いま、容易に解決出来ないものが多くなりますので、根気強く対処して行きたいと考えております。

昭和61年10月には母校・慶應義塾の『評議員』にして頂きましたので、母校のため、石川忠雄塾長の支えになれるように、今後一層、細腕をふるってまいりたいと思っております。

最後に、旧年に倍するご支援を公認会計士三田会の諸先生に、改めてお願ひし、昭和62年年頭の抱負とさせて頂きます。

(注) 大塚雄司代議士は昭和29年経済学部卒業、今回は国会開会中の多忙のさ中、ご無理とは存じましたが、衆議院法務委員長の要職に昇進されましたこの機会に敢てご執筆をお願いしました。先生どうも有難うございました。 (追記・西野清)

小規模会社の「監査」は



本塾名誉教授 高鳥正夫

1. はじめに

昭和61年9月に実施された日本公認会計士協会の統一研修会で、商法・有限会社法改正試案について講演する機会を与えられたが、数日経ってから、出席した公認会計士の方からお手紙をいただいた。その内容は、私が講演のなかで、小会社には小会社にふさわしい「監査」の仕方があるはずと説明しているが、計算書類の監査は長い間の監査関係者の努力で出来上った基準によって行われており、大会社であると小会社であるとを問わず変わりはないから、その点の認識を改めて欲しいというものであった。

その折に、私がどんな表現を用いたかについて正確には記憶していないが、改正試案の小規模会社の「監査」、特に会計調査人による調査をめぐってしばしば議論されている問題点に関して説明した個所のように思われた。

一方では、小会社の場合には大会社とは異なって、その内部統制は不十分であるが、仮りに倒産しても影響する範囲は広くないから、大会社に対する監査に比べて、簡易化された調査も十分に成り立つと指摘するものがある。

他方では、計算書類の適正さを保証しようとすれば、監査といい調査といっても、適正さの保証のために必要な検討対象や基準の点では、両者が

接近してくることは明らかであり、その名称の相違はまやかしに過ぎないと批判するものがある。

*

2. 二つの立場について

この問題は、昭和59年の「大小(公開・非公開)会社区分立法および合併に関する問題点」で、専門家による「外部監査」という表題で初めて登場し、その後、ひき続いて議論されているもので、上述した二つの立場は、互いにあい容れないものと思われている。

けれども、両者は本当に対立するものであろうが、職域問題を含むそれぞれの立場を主張するために、相手の主張を正しく評価しない点があるのではないかと考えてみたい。

株式会社の貸借対照表、損益計算書などの計算書類が適正に作成されているかを明らかにするためには、どの証憑書類をチェックし、あるいは、財産をどの程度まで調べればよいかの点は、これまでの経験と研究に基いて、適切な監査基準が定められている。もちろん、経験のつみ重ねと工夫があれば、将来においては、新しい方法なり基準も見出されるであろうが、株式会社の計算書類の適正さを保証するという目標なり、監査の対象という点では、企業規模の大小や営業の種類にかかわらず、その内容は一致するのが自然であろう。

これに対して、会社の規模、特にわが国に数多く存在する同族的企業と公開会社を比較すると、その内部統制組織の存否などについては大きな差異がある。また、会社と取引する相手方の範囲の広さを考えてみても、会社によって大きな開きのあることはいうまでもない。その点に注目すれば小会社の「監査」の場合には、大企業の場合と異なって「監査」の手間が少なくて済むとか、反対に、内部統制が不十分のために、かえって「監査」が大変であるといつても、それを直ちに誤りということはできない。

*

3. おわりに

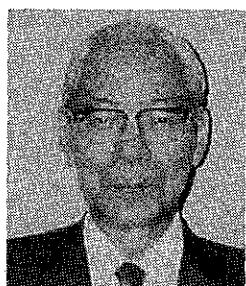
最初に述べたように、小会社には小会社にふさわしい「監査」があるはずという表現は、今回の論争を前にした表現としては不十分であり、これを聞く側では、その発言者がどういう意味で用いたかを認めないと、発言の意味なり狙いをとり違えるおそれがある。反対に、現在の監査基準は各国における実績に基いて出来上ったもので、会社の監査といえばこれ以外にはないという主張も、これを聞く相手にとっては、職業的の自己防衛の主張に聞えたり、あるいは、現在の監査基準以外のいっさいの基準を排斥する強がりにひびくこともある。

小会社の「監査」をめぐる論争は既に限界に近づいており、そのため商法・有限会社法の改正問題の展開が行きづまっているようにさえ見える。株式会社について、「外部監査」の実施会社を拡大するという問題は、従来の経緯からいっても、必要な条件を次第に整備していく、会計監査人による監査会社の範囲を徐々に拡大するのが最も賢明な解決方法である。ただ、今回の立法作業の目標は、小会社にふさわしい会社制度を見出すことであり「監査問題」は重要ではあるが、その一部分の問題であるから、被監査会社の範囲を拡大することが難しいとすれば、今回はこの点には手を加えないで他の改正点の実現を促進すべきではないかと考える。

*

(注) 高鳥正夫名誉教授は、現在は東横学園女子短期大学学長の職にあると同時に、大蔵省所管の公認会計士審査会委員、企業会計審議会委員、法務省所管の法制審議会商法部会委員を夫々兼任。法学部昭和22年卒で、本塾法学部教授時代の専門科目は「商法」を担当された。(追記・西野清)

中小会社の監査の最近の動向 (EC指令・英国・西独事情)



商学部教授 會 田 義 雄

1. はじめに

近年、世界的規模において中小会社の監査の在り方が問題とされている。特に中小会社と云っても、有限責任を前提とする株式会社ならびに有限会社について、商取引の秩序維持の見地から、その財務諸表の信頼性確保のために外部の職業的専門家による監査の必要性が主張されている。他方内部統制の不備と監査コストの負担の面から、中小会社の外部監査の限界も論じられ、しかも、職業専門家の職域論をめぐって論議は多方面にわたっている。これらの事情は、洋の東西を問わず認められる。以下、紹介する小論文はこの課題についてのEC理事会第4号指令と共に同第8号指令の要点を記し、あわせて英国及び西ドイツの最近の動向にふれることにする。

*

2. 中小会社監査に係るEC理事会指令

さて、ここでのEC理事会第4号指令と第8号指令とは、第7号指令(連結財務諸表に係る指令)と並んで、会社法のうち会計事項を取扱う指令であり、そのうち第4号指令は会社の計算規定や監査に係る規定を含み、第8号指令は監査人の資格に係る規定についての指令を含んでいる。この第4号指令は1978年8月14日公表され、各国はこ

の指令に基づいて1980年8月1日までに国内法を制定し、かつ、1982年2月1日には新国内法規の適用を開始しなければならないことが条約によって義務づけられている。

第4号指令は第51条第1項のa, bで有限責任会社即ち株式会社並びに有限会社は外部の職業専門家による監査を受けねばならないと指令する。

- a. 会社は、計算書類を監査するため、国家法の認める1人または数人の者により、年次計算書類を監査せしめなければならない。
- b. 計算書類の監査を職責とする者は、営業報告書が当該営業年度に関する年次計算書類と合致していることを確証しなければならない。

なお、同第51条の第2項では、加盟国は第11条(簡易貸借対照表の提出を認める規定)所定の会社に対しては第1項に定める義務の免除をなすことを得るとし、かつ、この免除については第12条の規定(平均従業員数50名以下、その他総資産額と、売上高の一定額以下、の3つの条件のうち、2個の条件を満たすこと)を適用するといい、この小会社以外の会社には専門家による監査を要請している。

第8号指令は、「計算書類の法定監査をする自然人はこの指令に掲げる諸条件」を充足しなければならないとし、その資格に係る条件を学力と、実務経験を満たし、職業的資格試験、国家の認定した最終試験に合格すること(第4条)を要件として指示する。その職業的資格試験については、とくに監査論(財務分析・会計学総論・連結財務諸表論・管理会計・内部監査等を含む)及び監査に関連する専門知識(会社法、租税法、民・商法経営学等を含む)を指示(第6条)し、かつ大学での単位取得については、若干の免除規定(第7条)も定めている。

なお、財務及び会計の実務経験の長い者(15年従事した者)には、職業的専門家の試験の合格のみを要請するにとどめ(第9条の(a))、また、7

年間の実務経験者には実務訓練（3年間の監査研修）と職業的専門家の試験に合格する要件を要請するなど、実務経験をある程度尊重しているが、なお、国家試験を要件としているのが注目されよう。

*

3. 英国における中小会社監査の動向

イギリスにおいては1948年会社法の制定以来、会社の会計監査役はイングランド・ウェールズ勅許会計士協会、スコットランド勅許会計士協会、アイルランド勅許会計士協会、公認会計士協会に所属する会計士が株主総会において選任される建前になっている。しかし、1948年法では、私会社については小会社もあるためこの専門会計士の監査を免除する規定が定められていた。しかし会計士の数も増加したことと、有限責任会社に対する監査を重視する見地から、1967年の会社法の改正では、免除私会社に関する免除規定は削除され、有限責任会社に対する悉皆監査制度が成立した。しかし、小会社では内部統制制度が弱いこと、また、監査費用の点も問題であり小会社の強制監査の是非について多くの論議が展開されている。わが国でも「イギリスにおける小会社強制監査制度の撤廃に向う軌跡」（戸張喜一郎稿、『企業会計』第37巻10号、90~98）として撤廃の動向を展望する見解も主張されている。

さて、このような動向はEC第4号指令に基づく、1981年会社法において、中会社（平均従業員数250人以下、その他総資産額と、売上高の一定額以下の、3つの条件のうち2個の条件を満たす会社）と小会社（前掲のように平均従業員数50人以下、その他の条件を満たす会社）とをPrivate Companyについて特定し、この両会社には簡易な開示方式を認めている。例えば、中会社については損益計算書の売上高等の開示の省略を認め、小会社については、貸借対照表も大項目のみで可とし貸借対照表は登記所への届出を不要としている。

さらに中小会社の監査について、イギリス通産省は、1985年3月、"Burdens on the Business"を発表して小会社の法定監査の廃止の是非を提案して注目されていた。しかし、1986年8月の通産省の"Regulation of Auditors"においては、中小会社についても職業監査人の監査役選任を廃止することには消極的であり、ただ登記所への届出は大幅に簡素化する方向をとっている。わが国の大学入試の共通一次と同じように一度採用すると、制度の改変は容易でないことがイギリスの中小会社の監査制度にもみられるが、さらにイギリスでは、前記協会の会計士が約12万人いると、さらに毎年大よそ2,000人ずつ会計士が増加している事実がその支えになっていると解される。それ故にこそ、約80万社（そのうち活性力のあるものは約半数といわれる）の監査の態勢があるものともみなされよう。

*

4. 西ドイツの中小会社の監査制度の動向

西ドイツでもEC第4号指令に準拠して改正（1985年12月）された商法第3編の「決算基準法」（財務諸表指令法とも訳出されている。）は中小会社でも一定規模を超えるものに監査を要求し、かつ、税理士がそれに参加する方向をとって注目されている。この決算基準法には、会社の決算、監査及び開示に関する新たな規定が盛り込まれたが、同法は1986年1月1日に発効し、その強制適用は1987年1月1日以降開始する事業年度からとされている。なお、同法の施行によって約33万社の有限会社はなんらかの影響をうけるとされ、かつ、そのうち約2万社（約1.5万社との説もある。）は新たに監査を義務づけられるともいわれている。

決算基準法の規定によって、私会社は次の3基準のうち、過去（直近）2年間連続していずれか2つの基準に該当すると、大・中・小会社のいずれかに分類される。

「別表」（西ドイツの大・中・小会社の区分表）

基準別 規模別	小 会 社	中 会 社	大 会 社
貸 借 対 照 表 総 額	3.9 百万マルク 以 下	3.9 百万マルク超 15.5 百万マルク以下	15.5 百万マルク 超
年 間 売 上 高	8 百万マルク以下	8 百万マルク超 32 百万マルク以下	32 百万マルク超
平 均 従 業 員 数	50 人 以 下	50 人超 250 人以下	250 人 超

次頁に示す「別表」のうち、中会社規模以上の資本的会社は監査を義務付けられたのである。この資本的会社とは具体的には、株式会社、有限会社及び株式合資会社を指す。合名会社、合資会社及び有限合資会社というパートナーシップ制による人的会社は監査を義務付けられてはいない。このため、監査及び財務公開義務を免れるため、資本的会社から人的会社へ組織変更しようとする会社も少なくないといわれている。

*

さて、決算基準法に基づく監査の目的及び監査の範囲にふれると、監査の目的は、会社の決算書が法令及び定款に基づいて正しく作成されていること、状況報告書（営業報告書のうち、株主への概況説明の部分に相当）が会社の現況等を必要十分に説明しているかを、確かめることであるとされている。すなわち決算書（貸借対照表、損益計算書及び附属報告書）及び状況報告書が監査の対象とされている。

*

ところで、監査はあくまで全部監査という内容のものと解されており、決算基準法の審議過程においても限定監査とか調査というものは、全く検討されなかったという。

決算基準法上の監査人の資格も、原則として、経済監査士（Wirtschaftspriifer）（公認会計士に相当する者）、または経済監査法人に限定さ

れており、税理士（Steuerberater）には認められない。但し、中会社の監査に限り、計理士（Vereidigter Buchpriifer…宣誓帳簿監査士とも訳出されている。）が行うことも認められている。

*

西独においても、経済監査士と税理士との間に職域論争があり、とくに中小会社の監査人制度をめぐって 1980 年から上記法の制定まで多くの論議が展開された。そして今回、計理士という特別な資格が浮かんできたと解される。この計理士は税理士又は弁護士として 5 年以上の経験（そのうち、3 年以上の監査業務に従事した経験を要する。）を有し、かつ、特別試験に合格した者に与えられる資格である。

*

監査人の選任は、有限会社にあっては従来、支配人が行ってきた。しかし決算基準法の施行により、監査人は社員総会で選任されることになった。監査人の選任は遅くとも監査対象事業年度の決算日以前に行われなければならず、通常は対象事業年度開始前に開催される直近の定時社員総会で選任するのが実務的である。

（西ドイツの最近の事情の入手についてはアーサー・アンダーセン社の宇野紘一氏の協力を得た。記して謝意を表したい。）

*

“そういうものがあればネ”



昭30経済卒 村山徳五郎

1. メルボルン大会へ参加して

昭和61年11月、C A P A のメルボルン大会から帰った。わが国からの参加者は同伴者も含めて、250名近い。もちろん、地元のオーストラリアを除いては、最大の参加国である。総数1,000余名のこの大会は、盛会の裡に予定の行事を了えた。またこの大会の閉幕時において、川北前会長がC A P A のプレジデントに就任し、国際化時代のJ I C P A にとって、一つの記念すべき大会となった。

しかし、何といってもメルボルン大会の参加者は1千名をいくらも超えていたかのように思われる。来年の世界会計士会議東京大会にくらべれば、5分の1程度に過ぎない。海外参加者は、4,5百人程度だったのではないか。（東京大会では海外参加者4千人を一応予定している）

この量的な違いは、これを大会運営上の問題としてとらえれば、質的な違いとして認識しなければならないであろう。また、メルボルン大会では英語がおのずから公用語として使われた。日英独仏西の5か国語を公用語とする世界大会とは、このように運営上の条件がいろんな面で異なる。そういう意味では、私の脳裡には来年の世界大会をにらんでの教訓を求める意識がいくらかあったものの、正直などとあまり勉強にならなかった。

*

2. 大会が残した教訓から

ところがここにまことに不幸な出来事がおこった。開会式の翌日、一会员が急逝されたのである（もっともこの事実は大会期間中一般には秘された）。死因はいわゆる事故死ではなく病死と診断されているが、とにかく急なことであった。遠い異国での客死は痛ましい限りで、遺族を前にしてお悔やみの言葉にも窮したが、はからずもこの不慮の出来事は私に少なからぬ教訓を残してくださる結果になった。

私はかねてから組織委員会において、いわゆる“危機管理”と呼ばれるものについても研究しておく必要があるのではないかといってきた。しかしその着想の源は、昨年のメキシコ地震（前回の国際会議開催地はメキシコ・シティーであった）にあたったせいか、どうも問題意識の具体的な展開はあまりうまくいかなかった。メキシコ地震を念頭においたのでは、災害の偶発性と巨大性の故にかえって具体性のある問題としては考えにくいのである。

しかし今回メキシコで経験したような不慮の事故となると、6千人という多数を前提にするならば、主催者側としては当然ありうべきものとして対策を用意しておかなければなるまい。言語も風俗習慣も異なる異国での事故というものが、当事者にとってどんなに勝手の違う困難を伴うものであるかを私どもは思い知ったのである。幸い事前の対策がカラ振りに終ってくれれば、祝盃をあげて神に感謝すればよい。

*

3. 「商法・有限会社法改正試案」の答申から

メルボルンに発つ2日前、商法・有限会社法改正試案に対する意見書を法務省当局に提出した。

意見書の作成に当っては、全国会員の協力をいただきながら手を尽してこれを行つつもりであるが、とにかく事は監査と公認会計士制度の将来にかかる重大問題である。旅先にあっても、「商

法改正問題」の行方と協会の対応策、それから間近かのこととしては帰国直後の記者発表のことなどしばしば胸中を去来するものがあった。これは、広報担当の住田常務理事（塾員）が、C A P A 日本代表のアドバイザーとして日夜顔を合わせていたせいかも知れない。

*

それはともかくとして、「会計調査人による調査」に反対する側にとって少々厄介な問題は、中小会社の経理の現状をこのまゝ放置しておいてよいのか、という、そもそも問題意識である。「調査」に対する各界意見はいずれ明らかになるが、賛成意見の主なものは、法曹関係が占めるであろうと予想されるのも、実はこの点にある。趣旨に賛成なのである。これに対して当協会の反対意見は、趣旨（あるいは気持）は分るもの、試案が提案するような安上りで誰にも出来、しかも有限責任の担保として役に立つような便利なものは無いということである。しかしこの関係の趣旨賛成派に対する説得は、試みてそう容易ではない。

*

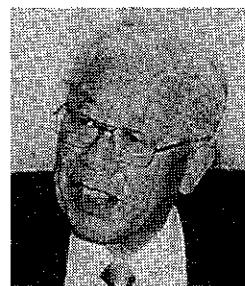
「試案」が出て間もなくの頃、商法に造詣が深く、かつ公認会計士、税理士双方の業界の事情にも通じておられる某氏（したがって名前を云えば誰でも知っている方といえるが）とお会いした。

*

そして、談たまたま「調査」問題に及んだとき、某氏は、「そういうものがあればネ」とだけポツリと呟かれた。話題は直ちに他に移った。それ以来「調査」問題に思いをめぐらす果てに、常に浮ぶのは、某氏の温顔と「そういうものがあればネ」という言葉の一節である。

*

三田会のこと…南十字星…



昭18経済卒 中 村 忠

1. 公認会計士三田会の創生について

10年前（昭和52年5月の東京会総会のとき）西野清君から公認会計士三田会を作りませんか、と呼びかけられた。既に三田会計学会という集りがあるよ。と答えたなら、彼は会計学会のような学術団体ではなく、慶應出身の公認会計士が気楽に話し合える場が欲しいのですという。自分自身会社役員を勇退して公認会計士登録をし、会計事務所の看板を出して、今後、一体どうやって対応したらよいか、報酬などがどの辺で決められるべきか、開業当初で随分面喰った。こういうとき、公認会計士による三田会があって、先輩や知己を得ていればと、つくづく思った。免に角、慶應出身の公認会計士も年々増えていることだし、交流と親睦を中心とした公認会計士三田会を考えてみたいと言う。

そこで事をスムーズに運ぶため、村山徳五郎君と宇野皓三君に相談したら、すぐ話が纏まった。そして昭和52年9月第一回の創立総会が開かれ、代表世話人に宇野皓三、村山徳五郎、中村忠の3名、世話人に西野清、西谷誠一、森重栄、中嶋敬雄、中村寛治、藤井博の6名が選出され、慶應出身の公認会計士のみからなる公認会計士三田会が新たに発足したのである。

2. 戸谷事務局長さんのこと

公認会計士三田会ができ、その役員構成も人材豊富で補充に事欠くようなことはない。然し一番大変なことで壁につき当った。会員名簿の整理作成、会費の徴収と整理、会合の通知、塾当局との連絡等々。これらをするには、会員の誰れかに、大変な犠牲を強いることになる。これらをやって頂けたのが、中央会計事務所の事務局長だった戸谷明さんであった。中央会計の代表社員たる中瀬さん、村山さんのご理解の上とは言え、本当に有難いことであった。昨年、戸谷さんが定年で中央会計事務所をおやめになる迄の約10年もの長い間本当に有難うございました。改めて、茲で設立時の世話人の一人として厚く御礼申し上げます。

3. 応援歌「若き血」について

応援歌「若き血に燃ゆるもの」は本当に良い歌だ。でもこの歌は私にとって、青春の思い出と共に、悲しい思い出もついて廻る。この歌を唱うと戦場で散っていった学友の一人一人の顔が走馬燈のように私の脳裡に浮かぶのである。昭和18年の学徒出陣と私の卒業は同時であった。先日、結婚式があった。フィナーレに花嫁さんを中心に「若き血」の齊唱となった。当然私も誘われた。申証なかったけれども、席を立つことが出来なかった。「同期の桜」と「若き血」はたった一人で、自室に居るとき、呟くように、私は唱う。

余談ですが、私は仙台陸軍飛行学校を昭和19年に卒業し、戦後、音信を続いている同期生はたった3人しかいない。

こんな私の個人的感傷とは別に、若い人は、若い公認会計士たるものは、今後共、大いに「若き血」歌いなさい。

そして「公認会計士三田会」を更に一層発展させようではありませんか。

4. 南十字星の下のサンタ・クロース

昭和61年11月8日(土)、初めて赤道を越えた。アジア太平洋会計士連盟(C. A. P. A.)の会議

に出席するため、メルボルンに参りました。今まで北半球の国には随分訪れる機会がありましたが、南半球に行く機会は初めてでした。東京を立つときは冬支度、現地に着いたら夏支度。北半球と南半球では季節があべこべになるとは聞いていましたが、現実に体験すると誠に奇妙です。

メルボルンの街は初夏です。道行く人々は夏の装いです。然しデパートのウインドに立っている、「サンタ・クロース」は、北半球の「サンタ・クロース」と同じように、真赤な毛皮の冬支度でした。「サンタ・クロース」は冬の使者とは限らない訳です。

夏の夜空の低い位置に南十字星が見えます。

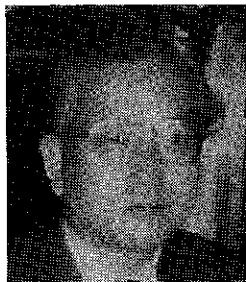
この星座は、40年前の太平洋戦争以来、歌や詩を通じて、私の胸の中にしっかり焼き付いています。学友や戦友たちが、この星を眺めながら、どんな想いで、赤道を越えて、南の戦線に向ったかを回想するために一度私はこの星を仰ぎ見たかったのです。南の空に燐めく星の十字架。ロマンチックででもあり、悲しくもあった。そして真夏のジングルベルが、それに妙な違和感を加えていたのである。

*

(注) 因みに、現在の公認会計士三田会の世話人は西野清(22経) 西谷誠一(25経) 森重栄(34経) 宇野皓三(30経) 松原章隆(39経) 中嶋敬雄(35経) 向山清志(26経) 新海和夫(30経) 吉田弘保(31経) 佐成豊彦(34経) 野田晃子(36法) 虫明孝義(36法) 乗田紘一(38経) 佐々木秀一(40経) 本田親彦(40経) 井堂信純(41商) 青木雄二(42経) 丸山邦彦(42経) 横倉光男(44経) 加藤晶春(49商) 河村憲治(55経) の21名。監事は、広瀬潤(31経) 中瀬治通(45経) の2名。相談役は、中村忠(18経) 中瀬宏通(22経) 藤井博(13経) 村山徳五郎(30経) の4氏。

任期が昭和60年1月～昭和62年1月までなので、昭和62年1月総会で改選される。

大監査法人の合併について



昭31経済卒 広 田 潤

いま、国鉄の民営・分割化は最重要的政治課題の一つであり、国民的関心事でもある。また先に民営化した日本電信電話株式会社（N T T）についても分割問題が俎上にのぼっている。まさに、今日の企業経営は、国の内外を問わず、寡占化の傾向にあった重厚長大の経営から、軽薄短少で、しかも競争原理の働く経営への転換を余儀なくされている。

このような企業経営の潮流のなかにあって、最近、いくつかの大・中監査法人間の合併が行なわれ、行なわれようとしているが、この動向は、その潮流に逆行していると考えられるかもしれない。

そもそも、監査法人制度は、昭和39年から40年にかけての山陽特殊鋼をはじめとする大会社の倒産事件で発覚した粉飾決算を未然に防止し得なかったことへの反省として生れたものである。そして今日まで、昭和50年代の興人を代表とする再度の大会社の倒産事件を経験して、企業会計の健全性の確保と会計情報の公正を担保するために充実強化してきた次第である。その間に、相当数の監査法人が誕生しているが、そのなかには、数百人の公認会計士を擁する、いわゆる日本的な大監査法人から、わずか数人の社員しか有しないような、個人事務所的監査法人まで、大・中・小の監査法人が混在している。

これらの監査法人を国際的な8大会計事務所（いわゆるアメリカを地盤とするパートナーシップによる会計事務所のこと）と比較すると、大監査法人といえども、専門的能力はいざしらず、人的組織力や物的的な能力面において、まだまだ大きな隔りがあることはいうまでもない。

ここに大監査法人の合併が行なわれる一つの動機があると思う。大・中監査法人が合併する理由には、大きくみて、次の3つがあろう。以下、1及び2について若干ふれてみたいと思う。

1. 人的・物的能力の確保と組織化
2. 國際的業務遂行能力の確保
3. 財政基盤の充実

*

（人的・物的能力の確保と組織化）

公認会計士の業務は、本来自由業である。したがって、公認会計士は、まず、個人としてスペシャリストたる専門的能力を發揮し、自由活達な活動を行なう資格を有する。また、その反面において、単に利益のみを追求する利益単位としてではなく、社会的スペシャリストとして自己の業務に対する道義的かつ法的な責務を果す責任単位としての義務を持つことを忘れてはならない。

多数の監査要員を必要とする大会社の監査においては、組織化された人的・物的能力を結集することが不可欠である。組織化されない少人数の監査人集団や法的に担保されない単なる集団では、多様化する業務に対応できないし、法的責任を果し得ない。今日の会計事務所は、会計・監査・経営・税務・法律に関するスペシャリストを擁し、総合的なサービスを提供しなければ、顧客の信頼をかち得なくなっている。

このようにみてくると、人的・物的能力の確保と組織化は、共同事務所や監査法人の拡張・充実か、あるいは、それらの事務所間の合併によるしか方法がない。最近みられるわが国の大監査法人の合併は、最初に述べた重厚長大から軽薄短少へ

の企業経営の潮流に逆行するようにみえるが、そうではなく、組織的に公認会計士業務を行ないうる適正規模まで、事務所基盤を充実する課程の現象とみるのが正しいと思う。

*

(国際的業務遂行能力の確保)

会計・監査業務には国境はなく、企業経営の急激な国際化に対応せざるをえない。公認会計士の国際業務をみると、一部の大監査法人は別として、8大会計事務所に負っているところが多い。大会社については、日本の会計事務所と8大会計事務所の一つが相互に、あるいは共同して監査している例がある。この事実は、経済摩擦の只中にあるわが国において、国際協調のよい事例ではあるが、別の見方をすると日本の公認会計士に国際的な業務を遂行する能力が不足するからである。特に国際的に業務を展開するためには、監査法人の経営を担当する社員の国際業務に対する理解と、新しく国際業務を開発できる若い公認会計士の力が何よりも必要である。

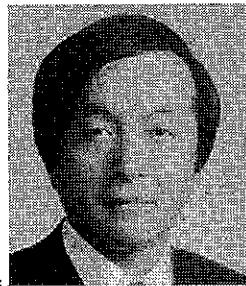
*

(財政基盤の充実)

それにまた、国際業務に対する資金負担にたえなければならない。8大会計事務所に等しくなることは難しくても、それに近づくよう、監査法人の人的・物的規模を大きくし、財政負担にも耐えられるようになることが要請されるわけである。昨今の大・中監査法人の合併の理由もここにある。

しかしながら、ここで注意しなければならないことは、大監査法人が肥大化することによる諸問題、例えば、業務の寡占化、監査法人間の過当競争、個人公認会計士との摩擦等々である。何も公認会計士業務は、大監査法人のみのものではない。大病院と医院との関係のごとく、それぞれの業務能力に応じて、監査法人間あるいは個人公認会計士との協調のもとに、公認会計士業界全体の発展に寄与することこそ、大監査法人の役目だと信ずる。

世界会計士会議東京大会



昭37経済卒 住 田 光 生

1. 5年に一度の世界会計士会議

世界会計士会議は公認会計士の国際的組織である国際会計士連盟（I F A C）が加盟国と共に5年に一度開く公認会計士の世界大会であり、世界の公認会計士が一堂に会し、公認会計士の専門分野について、意見の交換をし、相互の理解と連帯感を強めるための世界会議（World Congress）である。世界会計士会議の歴史は古く、1904年に第1回大会がセントルイスで開かれ、日本も第3回（1929年）ニューヨーク大会より参加している。第6回（1952年）ロンドン大会からは5年に一度定期的に開催され、本年の東京大会は前回のメキシコシティに次いで第13回大会となる。もちろんアジアでは初めての事であり、それだけに日本の公認会計士の名誉にかけ何としても成功裡に導かねばならないのである。

*

2. 第13回東京大会の意義とテーマ

10月12日に日本武道館で皇太子殿下のご来賓を仰ぎ、開会式を行う第13回東京大会は同伴者も含め6,000名の参加者を予定しており、一つの職業団体の国際会議としては我国では最大の規模になると思われる。未だ日本の公認会計士の歴史は浅く国際化も万全とは言えない現在、100年以上の歴史を有する先進諸外国をさておいて、東京大会が

行われる事は、戦後の著しい日本経済の成長を背景にしていると言え、諸外国会計人の日本への大いなる期待であり、私共は自信と共に謙虚により以上の努力をする事を誓わねばならないのである。世界会計士会議は開催毎にメインテーマが定められており、東京大会の統一テーマは「高度情報化社会における会計人の役割」(The Role of the Accountants in a Computer Environment)である。コンピューターをめぐる問題は今日の世界の会計人にとり避けて通る事の出来ない程に重要かつ必要なものであり、この東京大会の統一テーマは世界の会計人にとっても時宜を得た魅力あるテーマである。このような時代に、コンピューターの分野では世界の最先端を行く日本で世界会計士会議が開かれる事は大変に意義のある事であり、日本の公認会計士の地位を国内外に高らしめる絶好の機会である。20年前の東京オリンピックの成功が今日の日本の国増りの基礎となり、国際社会における飛躍台となったように世界会計士会議東京大会は疑う事なく将来の公認会計士に、そして公認会計士を志す若人に夢と希望を与えるものである。

*

3. 東京大会の内容と準備状況

国際会計士連盟と日本公認会計士協会の共催ではあるが、殆どの準備は日本公認会計士協会に設置された「第13回世界会計士会議組織委員会」で運営されている。組織委員会は各小委員会に分れ、例えば私は広報小委員会に属し、コングレス・ニュースの作成を始め、会議の内外へのPRを推進している。会議のプログラムは学術(テクニカル)プログラムと社交(ソーシャル)プログラムの二本柱から成っており、何れも今までの世界会計士会議に比して遜色のない日本の特長と伝統を生かした、参加者の生涯の想い出になるような大会にするべく懸命の努力をしているところである。テクニカル・プログラムは、本会議・基調部

会・選択分科会の外に日本のハイテク工場、例えばロボット、オフィス・オートメーション、通信光学等に特色をもつ企業への見学或いは21世紀のオフィスをテーマとするビジネスショーで構成されている。参加者がより以上に興味を抱くソーシャル・プログラムでは興趣溢れる日本の伝統芸術・芸能を披露し、日本を良く理解し楽しんでいただくべくジャパン・ナイトを始め、盛り沢山の企画を計画している。また日本でのベスト・シーズン、紅葉の秋の中、半日・終日のバス旅行或いは京都奈良等へのオプショナル・ツアーも数多く用意されている。私共は多くの外国の人々の一生の想い出になるような格調高く心楽しいふれあいの出来る世界会計士会議にするべく、また確信をもって準備を進めているのである。

*

4. 東京大会に期待するもの

昭和62年4月1日をもって本登録の期限となるが参加者は順調に登録を済ませており予定の6,000名は必ずしも確保出来るものと思う。今後50年位は日本では開催されないとと思われる世界会計士会議は先に述べたように日本の公認会計士の存在を内外に知らしめ地位を向上させる絶好の機会である。

*

それだけにこの準備に携っている私共は使命感と責任を感じ、多くのこの業界の草創期に辛苦した先達に感謝すると共に、若人に公認会計士の素晴らしさを教え、将来この業界に生きる若人が、豊かで誇りをもち生きがいのある職業として、公認会計士を歩む事が出来るためにも、この世界会計士会議は絶対に成功させねばならないし、またそのような思いで懸命の努力をしているのである。

*

そして会議の成功は多くの方に積極的に参加していただく事にあるのは言うまでもない。是非共、公認会計士三田会の先生方が一人でも多く参加されることを強く期待するものである。

社中交歓

三次試験合格に寄せて

昭55経済卒 小 関 源 一

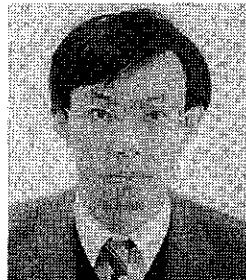
昭和60年度第一回公認会計士第三次試験に合格した小関源一です。この10年間、慶應義塾大学の卒業、第二次試験、第三次試験等々でなにかとご迷惑をおかけしました。

このたびの合格も暖いみな様方のお蔭であると厚く感謝しております。

思えば、祖父に勧められたのがこの試験勉強のはじまりでした。祖父は、今となっては、はるか昔の人で、ご存知の方はもうおられないと思うのですが、かつては実業家であり代議士をしておりました。私は、この祖父を尊敬しており、勧めに従って一種の賭としてこの試験に挑戦したのです。

このような動機で始めた勉強でした。会計学や簿記、原価計算の勉強が好きで試験に挑戦したのではなく、試験に合格するために勉強を始めたのです。ですから、基本的な意味で会計そのものに自分が向いていたわけではありませんでした。実をいうと大学で財政学、金融経済、労働経済、経済政策といった経済学、労働法、商法等の法律をもっと勉強をし、ゼミで経済学を研究したり、クラブ活動に参加したり、友人をたくさん作り学園生活を楽しみたかった。

就職もせず、昼間からブラブラしている浪人生活をしていた当時私の生活は、多くの仲間が、確実に前進し、収入を得ているのにいったい自分は何



をやっているのだろうか、自分は一体いつ合格できるのだろうかという漠然とした、疑問と不安の毎日でした。そうしているうちに祖父は死に、まわりの様子もどんどん変わっていき、どんどん後からきたものが受かっていく、そんな中で自分が取り残されていくような気持になりました。そして人生に損も得もない、こうなったらやるだけやろうと思っている時、合格していたのです。

会計士補を約4年、監査、コンピューター、いろいろ経験して、第三次試験を受けました。そして、このたび公認会計士となることが出来ました。

さて、公認会計士となることが出来た今、私はようやく自分の好きな分野について試験に縛られずに研究できると思います。公認会計士の多くは毎日の業務が忙しいこと、監査がサラリーマン化していることもあり、証取法監査や商法監査といった監査や日常業務に关心があり、投資家の保護とか、自由主義経済の円滑な運営といったことに关心がなくなってしまっていると思います。大蔵省証券局の人達が、投資家の保護といった高い視点に立ってものを考えているように私達も、常に社会全体の事を広く考えていきたいものです。また、外資系の事務所は別かもしれません、国内関係の仕事しかしたことがないとどうしても、知識が狭くなってしまうと思うのです。これからは、海外の状況についても深く関心を払っていきたいものです。

最近の届出書のあり方、効力発生時期の短縮一括登録制度の導入、セグメント別会計、資金繰り表のフォーム、四半期報告書などの新しいディスクロージャー制度も、アメリカを参考にしているようです。

また、コマーシャルペーパー(CP)、BA手形

社中交歓

特定金銭信託、抵当証券などの新しい金融商品、先物取引、デッドアサンプション、デフィーザンスなどの新しい取引も、国際化の流れの一環であると思われます。

さらに、公社、公団、事業団、地方公社、地方公営企業などの公会計などもアメリカではG A S B等で新しい会計処理について検討しているわけで一つの指導的な方針を示しています。

国際化の時代にあっては、米国税制なども実に興味深く、州ごとに税制があり、税制度についても歴史的認識が異なり、市民革命の原点でもあると思うのです。

このように考えてくると、公認会計士の仕事は実に魅力的な仕事であり、私に取って動機こそ試験と資格でしたが、それを目標に勉強していくうちに、会計、税務の重要性がだいに理解できるようになってきました。

今後は、社会全体、納税者、企業、投資家、又国内ばかりではなく、アメリカ、イギリス、韓国をはじめとする様々な国々、人々に最も役立つ情報とは何かという研究に私は励みたいと思うのです。

今後とも、公認会計士三田会の諸先輩よりも、ご指導を賜りますようお願い致します。

皆様、これまで本当にありがとうございました。

*

(注) 筆者は卒業後、第二次試験に合格して、昭和60年度の公認会計士第三次試験に合格し、公認会計士登録(№8800)した。

現在は監査法人の大手たる太田昭和監査法人(№503-1100)において監査業務の第一線で活躍されています。

(追記・西野清)

いちごいちえ 好きな言葉・一期一会

昭57法律卒 梶間栄一

1. はじめに

さわやかな新春を迎える、希望に満ちあふれております。

私は、昨年の8月、会計士補の補の字と嬉しいお別れをし、ただ今ホッとしております。

3次試験合格後手渡された新しい名刺を眺めていると「私も公認会計士になったんだな」と言う実感が湧いてきたのが、まだ気憶に新しい今日この頃です。

そこで、なぞかけを一題。

A. 「公認会計士になった心境とかけて何と解く」

B. 「よりの戻った男女の仲と解く」

C. 「その心は」

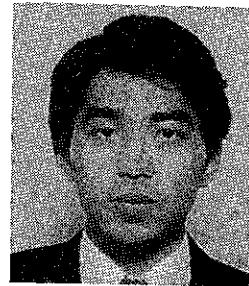
D. 「ホッとはするけど気がぬけない」
ちょっと苦しいけど座蒲団一枚かな??!

ここでは、以下、私の会計士補時代の思い出と、これから抱負を書いていきたいと思う。

2. 士補の時代～えっさほいさノート～

私の士補時代の特徴的な事と言えば、「えっさほいさノート」の作成が挙げられよう。初めて、このノートの名前を聞かれる皆様はあまりにも妙な名前に異和感を覚えられるかもしれません、本人はいたってまじめです。本人にとっては貴重な財産となっている仲々大切なノートです。

「えっさほいさノート」とは、いわば、仕事の



社中交歓

日記帳のことです。ノートの名前は、学生の頃、江の島で見かけたヨットから取りました。ユーモラスな上に、毎日、切磋琢磨しながら未来に向かい前進すると言う様な響きがあるのでこの名前を付けました。

このノートは、雨の日でも、風の日でも（当たり前ですが?!）一日最低一項目、その日、会社で習んだ事や失敗した事を記録します。テーマは専門的な知識に限定されず自由です。だから、ノートには、会計・監査・税務のことはもちろん、法律の事もあれば、ゴルフの話、人間関係、教訓話等等々、なぜか、草花の育て方、ビールの造り方まであり、テーマは豊富です。出張時の記録には「スマックのママとの付き合い方」などと言うものもあります。後から読みかえせば読みかえすほど、味の出てくる昆布の様なノートです。

たとえば、入社二ヶ月目のある日の記録に「積極的にあいさつをしよう」と言うテーマがあります。入社二ヶ月目と言うと、ようやくネクタイの結び方に迷わなくなったり頃の話です。

要約すると、「毎日各社を往來するが、新人の私に多くの会社では、年輩の方が出てくる。話の話題1つをとっても、今までのスキーやテニスの話がゴルフになり窮屈だ。そこで、あいさつだけでも積極的にして相手に心を開き、なごやかな雰囲気を作っていく。」と言う話です。最近になってNHKの鈴木健二さんの本を読んでいたら、同じ意味のことが書いてありました。えっさほいさノートも大したものだと思った。

3. 今後の抱負～一期一会～

私の3次合格にあたっては諸先輩のご指導による所が大きいが、友人達の心遣いにも感謝している。合格発表の当日、私の合否を気にして一番で

関東財務局へ合否を見に行ってくれたK君がいる。発表当日は、塾時代の「旅の会」と言うクラブの連中が神宮で、翌日は塾の同級生が神楽坂で酒宴を開いてくれた。先日は、モーツァルト愛好会の友人にも新宿でご馳走になった。私は今回、会計士補から公認会計士になったが、友人達も転職して保険会社に入った者もいれば、弁護士になった者、いつの間にか呉服屋の若だんなにおさまってしまった者など皆、様々な生活をしている。最近は父親になる者もはやっているのが意外と多い。私の宝は、これらの友人だと思っている。

私の好きな言葉に「一期一会」と言う言葉がある。桜田門外で暗殺された大老井伊直弼の言葉である。茶人でもあった彼のこの言葉の意味は、同じ人達が同じ茶室で会っても、その時の出会いと言うものは一生に一度のことである。だから、その時の人との出会いとその時を大切にしなさいよと言うことである。私は、公認会計士としてこれから長い人生を歩んでいくにあたり、この「一期一会」と言う言葉を胸に人と人とのつながりを大切にし、信用とユーモアのある公認会計士になりたいと思っている。私は卒業後、昭和61年度第3次試験に合格（№9092）、現在は監査法人朝日新和会計社に所属しています。

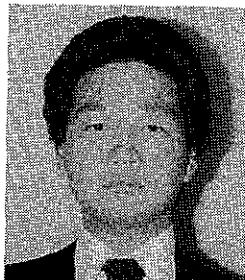
今度は原稿の依頼ありがとうございました。西野先生の御名前を耳にしますと、4年前、2次試験後に私が初めて協会へ行きまして、当時東京会の会長でいらっしゃった中村忠先生の会長室で西野先生から色々と有益なアドバイスをいただいたのを想い出します。これからも塾の後輩として西野先生のように人の上に立ち、皆を引っ張って行くような公認会計士になりたいと思っております。

社中交歓

“私の”三次試験所感

昭54商卒 中村 浩之

- 公認会計士第三次試験という名称の試験。
- 国家試験。
- 第二次試験の上の試験。
- 実務試験。
- とっても難しい試験。
- 仕事が終ってクタびれてるし、一杯飲って寝たのに勉強しなくちゃならない試験。
- 筆記だけでも大変なのに、御丁寧にも口述まである試験。
- どういう訳か、自分の周囲の先輩たちは1回か2回で合格する試験。
- なのに自分の場合、3万6千円分も印紙納税してしまった試験。
- 人によっては受験の1年以上前から勉強期に入るので、自分は1カ月前に初めて過去の試験問題を試ってみて、その解けなさに唖然とした試験。
- 「だいたい、あの試験はみんな出来ないんだよ。だけど出来なくてメゲそうになるのをグッとこらえて解答すれば、何とか受かるもんさ。」という塾の先輩の言葉通りに頑張ったけど、やっぱり落ちてしまった試験。
- 第三次試験はプライベートなものと決めつけ、仕事の合間に同期の友人たちが試験について話を聞いても、その輪に入らず、黙々と仕事をし続けた試験。
- 口述試験の2週間前に、初めての子供が生まれ



たので、試験勉強そっちのけで、名前の字画を調べていて、数少ない口述不合格者に選ばれてしまつた試験。

- 最後の試験の願書を仕事に忙殺され忘れていて最終日の土曜日に提出しに行ったまでは良かったが、第三土曜日で印紙が買えず一瞬、目の前がまっ暗になつたけれど、中央郵便局を思い出し、最後は人通りの無い大手町を駆け抜け、まだ寒い頃だと言うのに汗だくで財務局に届け出た試験。（因）郵送という第三者介入の手段はスケてる反面、変なところで几帳面という著者の性格上、とりたくなかったのでアリマス。）
- 著者の性格故か、合否に関して諸先輩の間で賭けの対象となり、資金移動の結果、今日の円高を招來した？、と言われる試験。
- やはり最終試験の前、大したもので仕事上の責任だけは大きくなってしまった結果、筆記試験の4日前迄レポーティングに追われ、最後は半ペソをかきながら報告書をまとめ上げた試験。
- それが終つて試験日前日、改めて、「うーん、やっぱりこれは国家試験だなあ。」と思わず考えてしまった試験。
- いつもの嫁さんが妙に優しく、「オレは幸せだな。……」などと考えてしまう試験。
- 最終発表の時、「お蔭さまで合格致しました。今まで仕事上いろいろ御迷惑をおかけ致しました。有難うございました。」と先輩に言うなり「ウン、昨日大蔵の友だちに聞いて知つた。よかったです～～～。オーメデトウゴザイマース。」と言われ、あっけにとられた試験。（「知ってるんなら、おしえてくれてもいいものを……？」）
- 仕事先の役員さんから、「中村チャン、試験受かったんだって。何も言わんし顔色ひとつ変え

社中交歓

ないから判らなかったよ。」と言われたとき、脇から先の先輩に、「ええ、彼の場合、名刺で商売をしていませんから。」と言われ、我が意を得たり、と思った試験。

・今のところ新たな資格の取得予定が無い為、我が人生の最終試験になるかも知れない試験。

・そして今、この文章を書きながら、振り返って考えている試験。

でも……嗚呼……。受かって良かったなあ。

*

(注)筆者は、昭和61年度第三次試験に合格し、公認会計士登録(№9149)した。塾出身の公認会計士登録番号の中で、最後の登録番号であります。現在は監査法人の大手たる監査法人サンワ等松青木監査法人(№503-7221代)に所属している公認会計士です。

昭和61年度公認会計士第三次試験の合格者の中からの最も新しい登録番号の持主であります。“私の”第三次試験・所感と題し、今回以上。印として12項目に亘って生々しい所感をきめ細かく記述されて寄稿されました。

別記の如く、公認会計士第二次試験合格者は昭和50年度以降昭和61年度まで、何と12年の間、会計士補・実務補習所入所者調べの中から、首位の座を獲得し続け、各大学に断然優位を誇っているがこれも皆、合格に到る迄の努力の結晶で、今回記述された筆者の生々しい体験から出た所感はこの間の経緯を如実に示していると云えましょう。

(追記・西野清)

職業会計人について思う

昭51商卒 石塚 伸

1. はじめに

この試験(特に二次試験)、受かる前に思った程には難関ではない。かと言って気楽に勉強して受かるものではない。普通の脳細胞の人なら(つまり日本人のほとんど)、勉強方法さえ間違えずに、絶対に受かってやると思って勉強すれば、決して挑戦的な試験ではないと考える。



これが、今回三次合格に際し、二次試験の勉強を始めてから、今まで7年余をふり返った卒直な感想である。

*

2. 公認会計士試験について

近年、二次試験も三次試験もその実施方法と内容について改革が呼ばれています。特に二次試験については、学生が無職の身分で、最低二年間はみっちり勉強しないと受からない(受かる保証はない)、仕事を持っていたら何年やってもほとんど不可能に近いようでは、優秀な人材が民間企業に流れてしまう。その一つではあるが大きな解決策として、合格者を増やすことが、我々実務家の中でも、会計学者間でも、有力な意見として考えられています。しかし、実務家のなかには、門戸を開放することによるレベルダウンを心配する向きがあり、どちらかというと反対意見も根強いようです。

私は「開放」の方に賛成します。ここで私の理

歓交中社

想とする会計士補制度を簡単にご披露します。

まず二次試験は、学生なら一～二年みっちり勉強した人ならば、半数は合格できる程度とします。そして合格後は、厳しい実務補修と実務トレーニングが待っており、そこで初期職業会計人としての鍛磨がなされる。そして、三年ないし五年たてば、かなりの実力と実務の基礎が身につけられる。その結果、三次試験を受験しなくも、その期間を経ることができた者ならば、そのまま、職業会計人業界はもとより、実業界からも高い評価を得て迎えてくれる。このような制度は、日本のような“難関”を突破したものに対して与えられる一種の権威付け制度というような、風土・国民性からは必ずしも相容れないかもしれません。しかし経済大国日本の中で、主に大企業を相手とする公認会計士の制度も、自然とそんな方向に向っていくのではないだろうかと考える今日です。

*

3. ネアカは公認会計士試験勉強に向いている。

とは言っても現実は厳しい試験が待っている。ここで、ネクラの人及び力み過ぎる人の多くは、受かるものも受からないか、受かるのが遅くなる人が多い。かと言って、生活をエンジョイしながら合い間に勉強したのでは一層受からない。暗い人、力む人は、試験に受かることが人生のすべてのように考えて年中勉強が頭から離れない。そのうち合格しなければならないという切迫感から、生活自体が不安になり、やがて視野が狭くなつて、的はずれの勉強ばかりしてしまう。かく言う私も当初は可成り力み過ぎて、やがて暗くなつていったものです。

大学入試は、入学することが目的であるが、公認会計士試験に合格することは、公認会計士とし

ての職業会計人になるための、代替はできないが手段にすぎないと思う。

一方、明るい人で素直に一生懸命に勉強する人は、周囲の雑音にとらわれることなく、マイペースながらもポイントを抑えて、要領よくまとめ上げて、比較的短期に合格が可能な人が多い。

*

現在、私は会計監査を専業としてまだ短い経験ではあるけれど、明るい人の方が、こと監査に関する限り相手に対する説得力があるように思います。

この職業を目指すからには、三次合格までには少なくも五年間を費いやすことを考えれば、青春時代どうせ同じなら、明るく生活した方がよいと思う。私のように「24, 25, 26, と私の人生暗かった」などという人が少しでも少なくなることを祈るばかりです。

*

4. サラリーマン化してはいけない監査業界

ここに「サラリーマン化」とは、労働をすることが限界不効用をもたらす現象であるとします。つまり、労働をすればする程苦痛の総量が増加していくことです。たとえ大監査法人に所属して、サラリーを得ていようと士(サムライ)の心は保持しなくてはならない。

*

君主の利益保護のため、決死の心で戦場で戦うのが武士なら、我々は、利害関係人の利益保護のため、現代の経済戦争の中、参謀として戦いに参加する士(サムライ)である。大国日本のたかが一匹のサムライ・されどサムライ。監査業界は決してサラリーマン化してはならない。

義塾の近況—昭和61年—



広報室長代理 田辺久夫

1. はじめに

過去3年間、慶應義塾は三つの大きな節目を迎えた。即ち、昭和58年の創立125年記念式典を皮切りに、翌59年の日吉開設50年、そして昨60年の福沢先生誕生150年記念式典がそれである。

とくに、社中の総力を結集して行われた創立125年記念事業は、その見事な成果を、いくつかの建造物として残した。

これらの成果を踏まえて、21世紀、更には創立150年への第一歩となったのが、今年1月10日、福沢先生誕生記念日に、石川塾長から発表された①義塾財政構造の変革強化、②新校地の取得、③新学部の設置の三つの構想である。

2. 藤沢新校地の取得と新学部

石川塾長の構想にもとづき、1月の評議員会において決定したのが藤沢新校地の取得である。新校地は、神奈川県藤沢市遠藤地区の約7,400坪で藤沢市が進めている都市デザインの中でも、健康と文化の森ゾーンとされている一角にある。

この新校地が使用できるようになるまでには、いくつかの段階を踏まなければならないが、その一つの国土庁の承認は関係者の努力によって済ますことができた。次に必要な環境アセスメント及び埋蔵文化財の調査は現在その緒についたが、これの終了までには相当の期間を必要とするであろ

う。

この新校地に、どのような学部を設置すべきか。その「新学部検討委員会」の委員が委嘱され、10月1日に第1回会合が開催された。

この委員会は松本三郎常任理事を委員長として常任理事3名、各学部及び研究所教員19名によって構成されており、慎重かつ精力的な検討を経て近いうちにその結果が提出される予定である。

3. 医学部病院新棟の完成

本塾大学医学部附属病院の現在の建物は、一番新しい部分でも昭和38年に完成したもので、日進月歩といわれる現代医学に対応した研究・教育・診療体制をしっかりとしたものにしていくためには不十分なものとなっている。そこで、前述した創立125年記念の最大の建設事業として病院新棟の建築が計画され、59年8月に起工、2年4か月を費やして昭和61年12月31日に完成の予定である。

新棟は、地上11階、総面積約36,000平方メートルで、現在、恐らく全国一であろう。日約3,500名の患者数を考慮し、短期入院(2週間)ベッド200床の増設とともに、広義での外来部門の充実を図ったことが、その特色としてあげられる。

また、近年、大学の総合病院が郊外に建設される傾向の中で、都心部に存在する病院として、周囲の環境への配慮に十分意を尽したことも特筆に値する。

現在、62年5月の開院に向けて、関係者一同で最後の努力を傾けているところである。

4. 看護短期大学の設立

現代医学は、その進歩とともに、看護業務に携わる者への要求をますます高度なものとしている。そのような中にあって現在、本塾には専修学校として医学部附属厚生女子学院があり、優秀な生徒を擁しているが、それ等の生徒が将来看護婦として立派な社会的地位を保つことができるよう専修学校を短期大学に変えるべく準備をしている。

すでに、文部省への第1次申請もすみ昭和61年

12月上旬には、信濃町の医学部内の敷地において、新校舎建設の地鎮祭も行われる予定である。

慶應業塾が初めて持つ短期大学の開校式は63年4月になるであろう。

*

5. 評議員選挙

本塾の最高議決機関である評議員会は、4年毎にその改選期を迎えるが、昭和61年は第27期評議員選挙の年に当った。

本塾の評議員には、塾員の投票によって選出される卒業生評議員、評議員会によって選出される推薦評議員、以上によって選出された評議員の選考による塾員評議員、さらに教職員から選出される教職員評議員の4つがある。この内、塾員の投票による卒業生評議員の開票が10月2日行われたが、その結果は次の通りであった。

①塾員総数190,528, ②有権者総数187,162

③発送総数167,706, ④投票総数103,379

⑤投票有効票101,217, ⑥投票無効票 1,926

⑦白 票 236, ⑧投票率 61.6%

第27期第1回の評議員会が11月20日に開催され、席上、次の通りの役員が互選された。

①評議員会議長 三村 庸平

②理事 事 板倉 譲治 萩原吉太郎

加藤 武彦 服部礼次郎

門野 雄吉 早川 種三

田中 精一

③監 事 西尾 信一 松方 正信

羽倉 信也

*

6. おわりに

昭和60年の26シーズン振りでの野球部の完全優勝、大学日本一の朗報に続き、61年1月にはラグビー部が日本一の座につき陸の王者復活を思わせた。今後共、一層の奮起を期待している。

*

編集後記

◇公認会計士三田会の会報も今回で第11号の発刊となったが、年1回、総会の開催に間に合わせるため、それも総会が会場設営の日時が1月7日に繰り上ったため、年内中に印刷完了させる必要なら、寄稿される方々に大変に無理をお願いした。ご多用のなかで、ご協力くださったことに対し、改めて御礼を申し上げます。会報の内容については今後とも、塾当局・諸先生のご協力・ご指導を賜りながら、より一層、充実したものにしてゆくつもりである。

◇昭和62年は、日本公認会計士協会の役員の改選の年に当たります。現在、協会本部の役員として会長に村山徳五郎、副会長に中村忠、常務理事に森重栄・中嶋敬雄・住田光生の3氏。理事に広田潤・井堂信純の2氏。更に東京会の会員として、常任幹事に西野清・向山清志・青木雄二・高橋元清の4氏。幹事に遠藤七三・浅田弘・横山友義の3氏が夫々就任されている。協会本部は5月、東京会は4月が投票日になるが、塾出身の公認会計士のより一層のご活躍が期待されるところである。

◇法務省の法制審議会商法部会で現在、第三次商法改正に向って審議が進められており、「商法・有限会社法改正試案」が昭和61年5月に公表され、昭和61年11月にこれに対する協会の意見書が提出された。当会報の最後に研究資料として、その抜粋の、1.会計監査人による監査、2.会計調査人による調査、3.会計専門家による指導の、3項目を掲載した。

この3項目は公認会計士制度に密着した重要事項でもあり、今後の「商法改正案」づくりの軸として、この「正論」を更に定着させるよう努めた。 (後記・西野清)

公認会計士三田会の有資格者の現況（昭和61年10月末）

昭22経済卒 西野清

I 公認会計士・会計士補の全国版の現況

(1) 公認会計士有資格者数

試験別	合格者数	死去数等	現在数
① 3次試験	6,909	410	6,499
② 特別試験	1,042	413	629
③ 特別試験	1,204	305	899
合計	9,155	1,128	8,027



(2) 会計士補有資格者数

① 2次試験合格者総数	9,083 (会計士補)
② 2次→3次合格者外	7,183
③ 2次試験合格者現在数	1,900 (会計士補)

(3) 日本公認会計士協会登録者数

① 公認会計士有資格者総数	9,155
死去・未登録者数等	(-)1,251
公認会計士登録者現在数	7,904
② 会計士補有資格者現在数	1,900
未登録者数等	(-) 153
会計士補登録者現在数	1,747
協会入会・準会員数	1,561
③ 監査法人登録現在数	89
監査法人内の公認会計士総数	3,568

(2) 慶應義塾出身者の増加の記録

- 昭和61年度において、公認会計士は別表の如く新たに41名が合格。また会計士補は新たに63名が合格。
- 公認会計士登録の総累計は727名に達し、会計士補の登録数の264名を加算すると、両者の登録記録数は991名となる。
この内、死亡等による抹消数が累計数で公認会計士23名、会計士補2名。
- 上記により現存の公認会計士は704名、会計士補262名。合計数で966名が登録されている。
- 第二次試験合格の会計士補資格者数の63名(別表VII)の内、46名が入会して準会員。この内の42名と未入会の17名を加えた59名が協会の実務補習所へ新たに入所した実績により、別表記載の如く、慶應義塾出身者が、入所者数において他大学を抑え、増加数で12年連続トップの座を独占し続けている。正に輝かしい大記録ではなかろうか。
- 昭和60年11月より昭和61年10月末迄に協会に入会した準会員の総数64名の内訳として、61年合格者46名、60年合格者16名、59年合格者1名、52年合格者1名。この結果、準会員としての登録者数は262名となった。
- 上記期間内で死亡等で登録抹消された会員は、
公認会計士……渡辺光栄(2729), 築瀬勇(3710), 青木和夫(7119),
山崎一輝(6024)。
会計士補……大治健二(6410)

II 慶應義塾出身者数の増加の推移

(1) 慶應義塾出身者会員・準会員の内訳表

資格別	全国数	慶應義塾出身数	%
① 公認会計士会員数	7,904	704	8.9 %
② 会計士補準会員数	1,561	262	16.8 %
合計	9,465	966	10.2 %

III 慶應義塾出身公認会計士数・年次別一覧表(塾出身者現在数 905)

種別 年次	公認会計士			会計士補			合計数		
	慶應出身者数	全國会員総数	同全体比	慶應出身者数	全國会員総数	同全体比	慶應出身者数	全國会員総数	同全体比
52/8月	258	5,385	4.8%	240	2,210	10.8%	498	7,595	6.6%
53/12月	311	5,544	5.6%	250	2,319	10.8%	561	7,863	7.1%
54/9月	331	5,672	5.8%	285	2,234	12.7%	616	7,906	7.7%
55/6月	360	5,854	6.2%	284	2,294	12.4%	644	8,148	7.9%
56/10月	451	6,429	7.0%	262	1,905	13.8%	713	8,334	8.6%
57/10月	532	6,974	7.6%	232	1,591	14.6%	764	8,565	8.9%
58/10月	583	7,286	8.0%	222	1,527	14.5%	805	8,813	9.1%
59/10月	624	7,486	8.4%	246	1,539	15.9%	870	9,025	9.6%
60/10月	667	7,706	8.7%	234	1,394	16.7%	901	9,100	9.9%
61/10月	704	7,904	8.9%	262	1,561	16.8%	966	9,465	10.2%

IV 慶應義塾出身公認会計士・昭和61年度登録・新人一覧表(○印は大学院卒)

氏名	学部卒	番号	氏名	学部卒	番号	氏名	学部卒	番号
①沖久 祥	54 経	8892	⑤井ノ川博行	54 経	8933	②木村 吉紀	35 法	9043
②渡部 致廣	53 経	8899	⑥染谷 行俊	56 経	8937	③吉田 信之	58 経	9045
③神足 勝彦	57 経	8900	⑦杉山 義勝	55 経	8961	④小室 雅美	57 経	9059
④大津 修二	57 経	8901	⑨山根 深	50 経	8963	⑩藤田 素明	52 商	9082
⑤河村 憲治	55 経	8903	⑩中川 正行	58 商	8967	⑪梶間 栄一	57 法	9092
⑥岡山 賢治	53 経	8905	⑫山本 昌弘	58 商	8975	⑫石塚 伸	51 商	9098
⑦山崎 博行	52 経	8904	⑬則重 徹雄	50 経	8977	⑯辻下 克彦	52 経	9106
⑧國 健一	47 商	8906	⑭蓮見 正純	55 商	8978	⑮延近 正章	51 商	9115
⑨小栗 孝雄	47 経	8914	⑮浅野 典弘	57 商	8985	⑯柴田 良智	55 商	9141
⑩柿原 佳孝	57 経	8916	⑯三好貴志男	49 経	9010	⑰小山 鉄也	55 商	9145
⑪赤坂 満秋	54 商	8922	⑯平林 邦重	52 商	9012	⑯中村 浩之	54 商	9149
⑫鶴川 正樹	52 経	8927	⑯徳丸 公義	54 商	9020	⑯浅倉 和俊	61 商	9148
⑬片野 雄司	55 商	8929	⑯谷口 勝則	56 経	9033	⑯今井 明	51 商	9085
⑭三宅 正彦	52 経	8930	⑯黒川 雅永	59 経	9041	(計)	41名	

V 第二次試験合格者の出身校別リスト表(慶大12年連続首位達成の新記録樹立)

会計土捕・実務補習所入所数・年度別調べ(57年度迄は東京実務補習所入所数)

順位 年次	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	(注)
① 昭和48年度	慶大 42	早大 30	明大 18	中大 16	一橋 11	東大 9	日大 8	法大 5	横浜 2	立大 1	(昭和61年度実績慶大63は未入所4を含む。神戸大16、同志大9、関西大9)
② 昭和49年度	中大 65	慶大 61	早大 42	明大 25	東大 10	一橋 8	横浜 8	法大 7	立大 5	-	
③ 昭和50年度	慶大 32	早大 22	中大 16	明大 16	東大 9	日大 6	法大 5	一橋 3	-	-	
④ 昭和51年度	慶大 50	中大 44	早大 29	明大 28	一橋 14	日大 8	法大 6	横橋 6	立大 6	東大 5	
⑤ 昭和52年度	慶大 45	中大 44	明大 30	早大 26	一橋 13	日大 7	東大 6	法大 6	立大 6	横浜 5	
⑥ 昭和53年度	慶大 39	早大 37	中大 34	明大 13	一橋 6	法大 6	東大 5	横浜 5	立大 3	日大 2	
⑦ 昭和54年度	慶大 36	早大 29	中大 23	明大 14	一橋 9	法大 8	東大 5	横浜 5	立大 5	日大 5	
⑧ 昭和55年度	慶大 30	早大 30	中大 27	明大 17	一橋 9	横浜 8	法大 5	東大 3	立大 3	-	
⑨ 昭和56年度	慶大 26	早大 24	中大 20	明大 13	一橋 10	横浜 7	東大 6	法大 6	日大 3	立大 2	
⑩ 昭和57年度	慶大 26	早大 18	明大 16	横浜 14	中大 11	一橋 8	東大 5	法大 4	立大 4	日大 1	
⑪ 昭和58年度	慶大 39	早大 34	中大 20	明大 19	横浜 9	法大 8	一橋 8	東大 5	立大 5	日大 2	
⑫ 昭和59年度	慶大 54	早大 40	中大 27	明大 20	一橋 12	横浜 11	東大 8	法大 6	日大 6	立大 3	
⑬ 昭和60年度	慶大 53	早大 36	中大 21	明大 19	一橋 13	法大 12	横浜 10	日大 9	東大 9	立大 2	
⑭ 昭和61年度	慶大 63	早大 56	中大 40	明大 28	一橋 12	横浜 12	東大 14	法大 13	日大 14	立大 4	
(計)	慶大 596	早大 453	中大 408	明大 276	一橋 136	横浜 102	東大 99	法大 97	日大 71	立大 49	

VI 慶應義塾出身公認会計士登録順一覧(登録総数 727・抹消23・現在数 704)

登録番号	一	五	一〇〇	一五〇	二〇〇	二五〇	三〇〇	三五〇	四〇〇	四五〇	五〇〇	五五〇	六〇〇	六五〇	七〇〇	七五〇	八〇〇	八五〇	九〇〇	(計)
登録	三	一〇	一四	一四	八	一〇	三	八	二九	三四	五三	六一	七〇	六〇	七〇	七〇	六八	八五	一八	七七
抹消	六	三	一	一	二	二	一	一	一〇	二	〇	一	一	一	一	〇	〇	〇	〇	二三
累計	七	一四	二七	四〇	五六	七四	八五	九二	一二〇	一五四	二〇五	二六	三五	三五四	四六三	五三三	六〇一	六八六	七〇四	七〇四

VII 慶大出身・昭和61年度会計士補有資格者・新人一覧表(○印は大学院卒)

氏名	学部卒	番号	氏名	学部卒	番号	氏名	学部卒	番号
①根岸 功生	57 経	7792	②高野 宏之	58 経	7944	④矢加部浩一	57 経	8124
②井上 克典	62 経	7804	②河喜多保典	53 商	7945	⑥大塚 敏弘	59 商	7894
③小杉 真剛	60 経	7805	②梅田 剛史	60 経	7948	⑦加藤 修二	48 法	未入会
④高橋 雷太	60 経	7807	②梅本 啓	60 経	7950	⑧小坂 義人	53 商	"
⑤山本 美晃	60 経	7816	②岡本 哲治	61 経	7953	⑨横川 晴良	56 商	"
⑥今泉 順理	62 商	7821	②佐久間裕幸	⑥商	7954	⑩片岡 久依	56 経	"
⑦小林 幹夫	59 商	7822	②池田 忠宏	57 商	7955	⑪小川 真人	58 商	"
⑧田中 力	56 経	7825	⑩國井 貴志	60 法	7963	⑫並河 健一	58 経	"
⑨白石 徹	57 経	7828	⑨金山 聖二	61 商	7967	⑬山本 宏和	59 商	"
⑩三上 幹夫	50 経	7830	②池田 太郎	62 商	7971	⑭羽田 悅朗	59 経	"
⑪矢定 俊博	61 経	7833	⑩大竹 正浩	61 商	7972	⑮高山 昌茂	59 商	"
⑫渡辺 伸啓	60 商	7836	⑩宮内 総一	58 経	7975	⑯沢口 雅昭	59 商	"
⑬久具 壽男	53 経	7840	⑩小林 深雪	60 経	7976	⑰木村 充男	61 政	"
⑭吉澤 幸男	54 商	7861	⑩羽藤 佳正	62 商	7985	⑱中村 幸夫	62 商	"
⑮野口 哲生	59 商	7871	⑩新里知恵子	60 商	7987	⑲高屋佐知子	⑥法	"
⑯町田栄一郎	62 経	7878	⑩井上 智由	62 経	7992	⑳野島浩一郎	62 経	"
⑰永田 高士	55 商	7906	⑩前田 篤	58 経	8027	㉑河西健太郎	62 経	"
⑱柳沢 宏之	61 商	7918	⑩沢田 尚史	53 法	8050	㉒松田 健二	62 商	"
⑲井出 俊之	55 政	7921	⑩長谷川かおる	59 経	8072	㉓若林 健太	62 経	"
⑳爾角 康伸	61 経	7929	⑩加地 敬	61 経	8106	(計)	63	
㉑三間 信彦	59 商	7938	⑩桜木 仁	50 法	8120	補習所	・新入所	{ ① - ⑩ } 59
㉒西田与志子	58 法	7943	⑩竹之内高司	58 商	8123	"	・新入所	{ ⑪ - ⑩ } 4
							・未入所	{ ⑪ - ⑩ } 4

VII 慶大出身・準会員新人一覧表(自 昭和60.11・至 昭和61.10)

氏名	学部卒	番号	氏名	学部卒	番号	氏名	学部卒	番号
①大村 茂	61 経	7699	⑦宮川新一郎	61 商	7738	⑩佐野 晃一	61 商	7767
②黒田 浩司	61 商	7702	⑧岸 照雄	49 経	7741	⑩大野 功	61 経	7771
③達山 典志	61 商	7712	⑨内山隆太郎	61 経	7743	⑩立野 晴朗	61 理	7774
④藤田 秀孝	58 商	7717	⑩山田 良平	61 法	7747	⑩荒川 栄一	61 経	7788
⑤園田 智昭	61 経	7736	⑪桑田 隆文	59 商	7754	⑩林 達郎	60 経	7795
⑥深井 忠	58 経	7737	⑫栄藤 利文	57 経	7757	⑩山田 和民	52 経	8046
(計) 18名(60年合格16名, 59年合格1名, 52年合格1名)								

(注) 準会員は61年合格の内の46名(VIIの内の①~⑩まで)を加え総計では64名増となる。

研究資料

「商法・有限会社法改正試案」に対する意見(抄)

昭和61年11月 日本公認会計士協会

2. 会計監査人による(「改正試案」四3)

(意見)

会計監査人による監査を受けなければならない会社の範囲を社会的必要性に応じて拡大すべきである。

当面、少くとも、商法特例法第二条の基準を修正して会計監査人による監査の対象範囲を資本金1億円又は負債総額10億円以上の会社にまで引き下げるべきである。

なお、会計監査人による監査の適用範囲の拡大は「調査」の制度化との見合いで検討されるべきものではない。

(理由)

(1)会計監査人による監査は、計算書類の適正性を保証する最も有効な手段である。

しかし、現行商法特例法の規定では、監査の対象会社の範囲は極めて限定されている。

監査の適用範囲は、社会的必要性に応じて拡大されるべきであり、監査の対象会社の範囲がどうあるべきかについては、利害関係者などに対する影響度等会社のおかれている経済・社会的環境を考慮して検討する必要がある。

少くとも、商法特例法第二条の基準を資本金1億円又は負債総額10億円以上の会社にまで引き下げて監査の対象に含めることは、この程度の規模の会社の経済・社会的影響度からみて当然である。

(2)「改正試案」は、商法特例法第二条の基準の修正を「調査」との関連で検討するとしているが監査の適用範囲の拡大は、監査そのものに対する社会的必要性に応じて決められるべきであって、「調査」の制度化との見合いで検討されるべきものではない。

3. 会計調査人による調査

(意見)

「調査」に反対である。「調査」は監査と同様計算書類の適正性の担保手段となることを求めながら、監査を安易に簡易化しようとしたものであり、その有用性は認められず、むしろ利害関係者にとって有害なものとなる。また会計調査人の責任関係も不明確であり、社会的信頼が得られる制度として定着し得ない。

(理由)

(1)「改正試案」では「調査」は監査と異なるものとされている。しかし「改正試案」四4C注2によれば、「調査」は次の事項を「一応」吟味確認することとされている。

ア 会計組織の整備状況

イ 期末の資産負債の実在性と網羅性

ウ 会計帳簿の記載と取引事実との対応性
これは「一応」という部分を除けば、監査の目的・対象項目と同一であり、目的・対象項目に関するかぎり「調査」は監査と質的に差異がなく、何ら簡易なものとはならない。

(2)「調査」では求めるべき心証の程度が監査より低く、「一応の確からしさ」でよいとしているが、「改正試案」四4C注2及び4の「一応認められるかどうか」「一応の確からしさ」は抽象的な発想にすぎず、実務上、統一的、客観的基準の設定は極めて困難であり、専門家の行動規範とはなり得るものではない。また、「実際の調査の程度は調査人がその注意義務に従って判断する」としており、個々の会計調査人の注意義務にゆだねている。この結果「調査」は質的に不統一となり、また社会的信頼を得られるものとして定着せず、形骸化する。

(3)「調査」は「一応の確からしさ」という極めてあいまいな表現により、小会社にも受け入れ可能なものにしようとしている。しかし「調査」は監査を安易に簡易化し、監査のもつ機能を形式的に小会社に適用するものである。これでは計算書類が適正であるかどうかの保証は中途半端で形式的なものとなり、「調査」の結果を利用

する債権者等利害関係者にとって有用性がないばかりでなく、「調査」の結果を信頼した者が損害を被る可能性があり、むしろ有害なものとなる。

(4)会計監査人による監査では、監査に問題があった場合、会計監査人に損害賠償の責任が課されており、しかも、職業専門家としての正当な注意義務についての举証責任は会計監査人に課されている。しかし「調査」では会計調査人は会社の債権者等利害関係者にどのような責任を負うのか、また、職業的注意義務はどのようなものなのか、その立証責任はどうなのか不明確であり、第三者に対する「調査」の担い手の責任があいまいである。

(5)「調査」の欠陥を補って有用なものとする方向を求めるべは、「調査」は監査と同一内容のものとなり、会社の負担は監査と差異がなくなる。

(6)「改正試案」四4C^{注3}によれば、「調査」に当たって実施すべき手続は何ら限定されたものではなく、実質的に監査と同じである。従って「調査」では実務上監査と同じ技術が必要となるにも拘らず、その担い手として監査専門家でない税理士も予定されている。その資格が与えられた法律が異なり、また、その資格において公的に認められる能力や注意義務の内容が公認会計士と異なる者を「調査」の担い手とすることは、専門的職業制度を軽視したものであり、いたずらに混乱を招くのみである。

(7)社会的制度を定着させるためには専門的技術や職業倫理を維持する統一的機構が必要である。しかし「調査」については、資格や職業規範を異なる者の間でこのような機構を構成し、有效地に機能させることは实际上不可能と考えられる。

(8)税務を行っている同一の会社について「調査」を担当できるとするならば、その担い手には、「調査」のもつ証明機能に不可欠の第三者性が事実上欠けることとなる。

4. 会計専門家による指導

(意見)

「指導」については、監査と截然と区別されたものとしてなお検討すべきである。

(理由)

監査を受け入れる段階に至っていない、会計制度に欠陥が多い未成熟の小会社において、「指導」を採用することによって会計制度の整備を促す等、小会社の計算の適正化に間接的に寄与する効果は期待できる。しかし「指導」の制度化を検討する場合には、計算書類の適正性を直接に証明する手段である監査と明確に区別されなければならない。

(注)以上、監査・調査・指導の3項目に於ける協会意見(抄)は、正に「改正試案」に対する「正論」の展開であり、今後はこれを軸にして調整されることを切望したい。

(追記・西野清)

公認会計士三田会会報(第11号)

(昭和62年1月7日発行)

編集発行人 西野清
発行所 公認会計士三田会

〒194 東京都町田市本町田3450番地161

公認会計士 西野清 事務所気付

電話 町田・0427(22)8821番

振込口座 三井銀行霞ヶ関支店

(普) 149-4022583